行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別・年齢不詳の白骨化した遺体

上記の者は、平成25年12月３日、神戸市兵庫区平野町字天王谷東服山山麓バイパス東行から北約50メートルの山中で発見されました。ご遺体は火葬に付し、遺骨を保管しています。お心当たりの方は、当区保護課まで申し出てください。

平成26年2月27日

兵庫県　神戸市兵庫区長　柳谷　茂昭

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の別表に記載する者に対する使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を下記のとおり公告します。

平成26年2月27日

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業

施行者　京都市

代表者　京都市長　門川　大作

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町729番地丸物百貨店内

株式会社佐伯建築研究所

２　通知の内容

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業施行者京都市長門川大作代表者京都市長門川大作教示

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に京都府知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に京都市を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別紙は掲載を省略し、それらを京都市南区上鳥羽川端町71番地の１において掲示しています。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年二月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十一月二十五日

掲載頁　八十六頁（号外第二五三号）

平成二十六年二月二十七日

山形市十日町一丁目一番一号　三の丸ビル三階

（甲）株式会社アイランド

代表取締役　権　昌容

山形市馬見ヶ崎三丁目一一番一一号

（乙）株式会社マックス

代表取締役　権　昌容

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十日

掲載頁　五十七頁（号外第一一九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月八日

掲載頁　七十一頁（号外第一四七号）

平成二十六年二月二十七日

山形県米沢市東一丁目一〇番五三号

（甲）フジクラ電装株式会社

代表取締役　長谷川　健

東京都江東区木場一丁目五番一号

（乙）株式会社コンテック

代表取締役　濱田　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決定は経ず、乙の株主総会の承認決議は平成二十六年二月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十八日

掲載頁　三一一頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年九月十七日

掲載頁　七十一頁（号外第二〇二号）

平成二十六年二月二十七日

東京都目黒区下目黒一丁目七番一号

（甲）株式会社サトー

代表取締役　山田　圭助

東京都目黒区下目黒一丁目七番一号

（乙）株式会社イン・アウト

代表取締役　天川　広一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十六日

掲載頁　一〇二頁（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十六日

掲載頁　一〇三頁（号外第一三六号）

平成二十六年二月二十七日

東京都港区赤坂二丁目八番六号

（甲）ＡＮＺＥＮ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　本村　正秀

東京都世田谷区玉堤一丁目七番二〇号

（乙）国際自動車株式会社

代表取締役　松本　良一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月二十四日

掲載頁　八十頁（号外第十五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月二十四日

掲載頁　八十二頁（号外第十五号）

平成二十六年二月二十七日

愛知県刈谷市小垣江町北高根一一五番地

（甲）小林クリエイト株式会社

代表取締役　小林　友也

大阪市西区新町一丁目二七番九号

（乙）株式会社コンピュータープリンティングサポート

代表取締役　平野　伸幸